

三郷市景観賞実施要領

（目的）

第1条 この要領は、三郷市景観条例（平成22年条例第42号、以下「条例」という。）第24条の規定に基づく表彰（以下「表彰」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰の目的）

第2条 本市域内において特に良好な景観形成の実現に寄与した活動若しくは者、又は建築物、工作物その他の地物（以下「景観資源」という。）の発見に貢献した者を表彰することにより、良好な景観形成に対する市民及び事業者の意識高揚を図り、本市の美しい景観づくりに資することを目的とする。

（表彰の名称）

第3条 表彰の名称は三郷市景観賞とする。

（表彰の方法）

第4条 表彰は、市長が行う。

2 表彰は、表彰状等を表彰の対象者に授与するものとする。

（表彰の部門）

第5条 表彰には、次の各号に定める部門を設け、部門ごとにそれぞれ表彰を行うものとする。

- (1) 活動部門
- (2) 建物・緑部門
- (3) 景色部門
- (4) 届出部門

2 前各号に規定する各部門の内容は、別表に定める。

（選考の対象の募集）

第6条 前条第1項第1号及び第2号に規定する各部門の選考の対象となるものについては、自薦又は他薦による公募によって行うものとする。

2 前項に規定する他薦を行う場合は、応募を行う者は、活動の代表者等、建物等又は敷

地の所有者等の同意を得なければならない。

3 前条第1項第3号に規定する部門の選考の対象になるものについては、公募によって行うものとする。

4 前条第1項第3号に規定する部門において、応募を行う者は、個人情報保護に関する法律に抵触する情報、人権及びプライバシーを侵害する情報等に配慮しなければならない。

5 市長は、市ホームページその他の広報媒体を利用する等の方法により、前各項に規定する公募の内容について、次の各号に定める事項を市民及び事業者に周知するものとする。

(1) 目的

(2) 表彰の部門

(3) 応募の期間

(4) 応募の資格

(5) 応募の方法

(6) 選考の基準

(7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

6 応募を行う者は、次の各号に定める事項を必要に応じて記した書類（以下「応募書類」という。）を市長に提出するものとする。

(1) 活動又は景観資源の名称、所在地若しくは視点場、位置図等

(2) 応募の理由

(3) 応募を行う者の住所、氏名、連絡先等

(4) 選考の対象の代表者、所有者等の住所、氏名、連絡先等

(5) 選考の対象及びそれを撮影した位置、が分かる写真

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

（選考委員会）

第7条 表彰者を選定するため、三郷市景観賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、条例第26条に規定する三郷市景観審議会の委員で組織する。

3 選考委員会の会長は、委員の互選によって決定するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、選考及び表彰に関する専門知識を有する者を選考委員会の委員として指定することができる。

（表彰の対象等の決定方法）

第8条 選考委員会の委員は、別表に規定する選考の視点に基づき応募書類を審査した後、表彰の対象案を選考するものとする。

2 市長は、表彰の対象を決定した後、表彰の対象を応募した者、表彰の対象の代表者、所有者等を、第4条第2項に規定する表彰の対象者として決定するものとする。

（表彰の対象等の公表）

第9条 市長は、第8条第2項に基づき、表彰の対象及び表彰の対象者を決定した場合、市ホームページその他の広報媒体を利用する等の方法により、これを公表するものとする。

（その他）

第10条 表彰の実施に際しては、第2条に掲げる目的に鑑み、表彰の対象者だけでなく、広く意識の啓発、高揚を図ることに努めるものとする。

第11条 この要領に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年11月21日から施行する。

別表

部門	選考の対象	選考の視点
活動	良好な景観の保全又は創出に係る『活動内容』を表彰対象とする。	本市の景観形成において規範となり、リードする活動又は建築物・地物等で、次の①から⑩のいずれか一つ以上に該当するものを対象として表彰を行う。 (1) 水や緑との調和の視点 ①水、緑を活かし、調和している。 ②河川、公園等の空間や景観を活かし、調和している。又は創出している。 (2) まちとの調和の視点 ③まちの景観をリードする積極的な取り組みが成されている。 ④まちの歴史・文化的な景観を活かし、調和している。又は創出している。 ⑤道路等の空間や景観を活かし、調和している。 (3) ほっとする景観づくりの視点 ⑥まちに潤いやゆとりのある良好な空間と景観づくりをしている。 ⑦まちの景観に配慮した形態、意匠、色彩、材質等を活かし、調和している。又は創出している。 (4) 景観連鎖の視点 ⑧上記①から⑦のうち良好な視点が連鎖し、調和している。 ⑨良好な景観形成が維持、又は向上している。 ⑩その他、特に本市の景観形成に貢献しているとみなされる。
建物・緑	良好な景観を創出する『建築物、工作物、緑等』を表彰対象とする。	
景色	公共の場所から見られる良好な景観の『近くから遠くを見渡した景色（中景～遠景）』を表彰対象とする。	
届出	景観計画の届出を行った行為の中から、特に良好な景観を創出する『建築物、工作物等』を表彰対象とする。 ※景観計画の届出を行い、景観条例第 21 条に基づく完了検査が終了した行為に限る。	